

議第45号

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年 2 月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例（平成24年滋賀県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、県内に事務所または事業所を有するものをいう。

第3条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同条第2号中「家族により小規模な経営を行う事業者その他の小規模な事業者」を「小規模企業者」に、「、中小企業者」を「中小企業者」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 小規模企業の活力が最大限に発揮され、その事業の持続的な発展が図られること。

第17条の次に次の1条を加える。

（滋賀県ちいさな企業応援月間）

第18条 県民の間に広く小規模企業をはじめとする中小企業への関心および理解を深めるとともに、小規模企業者等による中小企業活性化施策の活用を促進するため、滋賀県ちいさな企業応援月間を設ける。

2 滋賀県ちいさな企業応援月間は、10月とする。

3 県は、小規模企業者をはじめとする中小企業者、関係団体等、国および市町と連携して、滋賀県ちいさな企業応援月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

付 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。